

## 防衛医科大学校達第3号

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）第21条第1項の規定に基づき、防衛医科大学校動物実験施設における放射線障害の防止に関する達を次のように定める。

令和元年7月30日

防衛医科大学校長 長谷和生

### 防衛医科大学校動物実験施設における放射線障害の防止に関する達

改正 令和3年3月31日達第3号

防衛医科大学校動物実験施設における放射線障害の防止に関する達（平成元年防衛医科大学校達第2号）の全部を改正する。

#### 目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 組織及び職務（第5条－第15条）
- 第3章 管理区域（第16条・第17条）
- 第4章 維持及び管理（第18条－第20条）
- 第5章 使用（第21条・第22条）
- 第6章 受入れ、払出し、保管、運搬及び廃棄（第23条－第27条）
- 第7章 測定（第28条－第30条）
- 第8章 教育及び訓練（第31条）
- 第9章 健康診断（第32条・第33条）
- 第10章 記帳及び保存（第34条）
- 第11章 災害時の措置等（第35条）
- 第12章 危険時の措置等（第36条）
- 第13章 情報提供（第37条）
- 第14章 報告（第38条・第39条）
- 第15章 委任規定（第40条）

#### 附則

### 第1章 総則

（目的）

**第1条** この達は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「法」という。）に基づき防衛医科大学校の動物実験施設（以下「動物施設」という。）における放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染

された物（以下「放射性同位元素等」という。）の取扱い及び管理に関する事項を定め、放射線障害の発生を防止し、あわせて公共の安全を確保することを目的とする。

2 この達は、法に規定された放射線障害予防規程である。

（適用範囲）

**第2条** この達は、動物施設の放射線施設に立ち入るすべての者に適用する。

（定義）

**第3条** この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）放射線作業 放射性同位元素等の使用、保管、運搬及び廃棄の作業をいう。

（2）業務従事者 放射性同位元素等の取扱い、管理又はこれに付随する業務に従事するため管理区域に立ち入る者で、放射線取扱主任者（第6条第1項の規定により指名された放射線取扱主任者をいう。次条において同じ。）が、放射線業務従事者に指定した者をいう。

（3）放射線施設 R I 実験棟における使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設をいう。

（遵守等の義務）

**第4条** 業務従事者及び管理区域に一時的に立ち入る者（以下「業務従事者等」という。）

は、放射線取扱主任者が放射線障害防止のために行う指示を遵守し、その指示に従わなければならない。

2 防衛医科大学校長（以下「学校長」という。）は放射線取扱主任者が法令等及びこの達に基づき行う意見具申を尊重しなければならない。

3 学校長は、放射線障害防止委員会（第9条に規定する放射線障害防止委員会をいう。以下同じ。）がこの達に基づき行う答申又は意見具申を尊重しなければならない。

## 第2章 組織及び職務

（組織）

**第5条** 動物施設における放射性同位元素等の取扱いに従事する者及び安全管理に従事する者に関する組織は、別図のとおりとする。

（主任者及び代理者の指名）

**第6条** 学校長は、放射線障害発生の防止について総括的な監督を行わせるため、第1種放射線取扱主任者免状を有する職員のうちから放射線取扱主任者（以下「主任者」という。）を指名しなければならない。

2 学校長は、主任者が旅行、疾病その他の事故によりその職務を行うことができない場合は、その期間中その職務を代行させるため、第1種放射線取扱主任者免状を有する職員のうちから主任者の代理者（以下「代理者」という。）を指名しなければならない。

3 学校長は、主任者の資質の向上を図るため、主任者に法に定める定期講習を受けさせなければならない。

（主任者の職務）

**第7条** 主任者は、放射線障害の発生の防止に係る監督に関し、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 達等の制定及び改廃への参画
- (2) 放射線障害の防止に必要な計画作成への参画
- (3) 法令等に基づく申請、届出、報告の審査
- (4) 立入検査等の立会い
- (5) 異常及び事故の原因調査への参画
- (6) 学校長に対する意見の具申
- (7) 使用状況等及び施設、帳簿、書類等の監査
- (8) 関係者への助言、勧告及び指示
- (9) 放射線障害防止委員会の開催の要求
- (10) その他放射線障害の防止に関する必要事項  
(代理者の職務)

**第8条** 代理者は、主任者が不在となる期間中、第7条各号に規定する主任者の職務を代行する。

(放射線障害防止委員会)

**第9条** 放射線障害防止について必要な事項を企画審議するために、放射線障害防止委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 放射線医学講座担当の教授
- (2) 主任者及び代理者
- (3) 放射線管理総括者（第10条に規定する放射線管理総括者をいう。）
- (4) 動物実験施設長及び動物施設に置かれる教官
- (5) 総務部保健管理室長（以下「保健管理室長」という。）
- (6) 施設総括者（第11条に規定する施設総括者をいう。）
- (7) 情報提供責任者（第13条に規定する情報提供責任者をいう。）
- (8) 区域管理者（第14条に規定する区域管理者をいう。次条において同じ。）
- (9) 防衛医科大学校におけるエックス線等装置に係る放射線障害の防止に関する達  
(以下「エックス線装置等達」という。) 第5条に規定する管理責任者（ただし、エックス線等装置達第11条に規定する管理区域を指定する管理責任者に限る。）
- (10) エックス線等装置達第6条に規定する管理主任者
- (11) 教官のうちから学校長が指名する者

3 委員会は、委員長が招集する。

4 委員長は、放射線医学講座担当の教授をもって充てる。

5 委員会は、年1回開催するものとする。ただし、委員長が必要と認めたときは臨時に開催することができる。

6 委員長は、必要に応じ、委員以外の職員を委員会に出席させることができる。

- 7 第2項第11号の委員の任期は2年とし、委員に欠員を生じたときは、その補充された委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 8 この条に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。
- 9 委員会の庶務は、教務部教務課において行う。  
(放射線管理総括者)

**第10条** 放射線障害の防止に関する業務を総括する者として放射線管理総括者を置く。

- 2 放射線管理総括者は、動物施設に置かれる教官をもって充てる。
- 3 放射線管理総括者は、次の各号に掲げる管理業務を行う。
  - (1) 区域管理者の指導監督
  - (2) 業務従事者に対する健康診断の計画立案及び調整
  - (3) 業務従事者等に対する教育及び訓練の計画立案及び実施
  - (4) 記帳・記録の管理及び保存
  - (5) 関係法令に基づく申請、届出等の事務手続き、その他関係省庁との連絡調整
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、放射線障害の防止に必要な措置(施設総括者)

**第11条** 放射線施設の維持及び管理を総括する者として、施設総括者を置く。

- 2 施設総括者は、経理部施設課長をもって充てる。
- 3 施設総括者は、電気設備、給排水設備、給排気設備等の運転及び保守等に関する業務を行う。  
(保健管理室長)

**第12条** 保健管理室長は、第32条に規定する健康診断を実施する。

(情報提供責任者)

**第13条** 放射線障害に関する外部への情報提供を統括する者として、情報提供責任者を置く。

- 2 情報提供責任者は、総務部総務課長をもって充てる。
- 3 情報提供責任者は、部外への情報提供及び部外からの問合せ窓口に関する業務を行う。
- 4 主任者は、前項に規定する情報提供責任者の業務を全うさせるために、必要な報告を行う。  
(区域管理者)

**第14条** 学校長は、管理区域(第16条に規定する管理区域をいう。以下同じ。)における放射線障害の防止に必要な事項を処理する者として区域管理者を置く。

- 2 区域管理者は、職員のうちから学校長が指名する者をもって充てる。
- 3 区域管理者は、放射線管理総括者の命を受け、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 管理区域に立ち入る者に対し、主任者及び放射線管理総括者が放射線障害の防

止のために行う指示等の指導

- (2) 放射線作業の安全に係る技術的事項の指導
- (3) 管理区域に立ち入る者の入退域、放射線被ばく及び放射能汚染の管理
- (4) 放射線測定機器の保守管理
- (5) 放射線施設、管理区域に係る放射線の量及び表面汚染密度の測定
- (6) 放射性同位元素の受入れ、払出し、使用、保管、運搬及び廃棄に関する管理
- (7) 放射性廃棄物の保管及びこれらの処理に関する業務
- (8) 管理区域への物品の持込み及び持出しに関する管理
- (9) 前各号に掲げるもののほか、放射線障害の防止に必要な措置  
(業務従事者)

**第15条** 動物施設において放射性同位元素等の取扱業務に従事する者は、業務従事者として登録しなければならない。

- 2 業務従事者は、第31条に規定する教育及び訓練並びに第32条に規定する健康診断を終了し、かつ、放射線管理総括者の申請に基づき、主任者が委員会の承認を得て、業務従事者として適格者であると認めた者とする。
- 3 第1項の登録は、その年度内に限り有効とし、更に放射性同位元素等の取扱業務を継続しようとする者は、登録の更新を行わなければならない。
- 4 主任者は、業務従事者が法令等に違反した場合又は業務従事者として不適格であると認められた場合には、当該業務従事者の所属長と協議のうえ、委員会の承認を得て、登録を取り消し、又は一定期間放射性同位元素等の取扱業務に従事させないことができる。

### 第3章 管理区域

(管理区域)

**第16条** 学校長は、放射線障害の防止のため、放射線障害のおそれのある場所を管理区域として指定する。

- 2 前項で指定する管理区域は、動物実験施設R I 実験棟利用規程（以下「利用規程」という。）に定める。
- 3 区域管理者は、次の各号に掲げる者以外の者を管理区域内に立ち入らせてはならない。
  - (1) 業務従事者として第15条に基づき登録された者
  - (2) 見学等で一時立入者として放射線管理総括者が認めた者
- 4 区域管理者は、管理区域のうち実効線量が1週間につき1ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれのある区域への立入りを禁止しなければならない。ただし、主任者が許可した者についてはこの限りでない。
- 5 区域管理者は、前項ただし書の規定により立入りを許可された者に対し、立入時間の制限その他放射線障害を防止するための必要な指示をしなければならない。  
(管理区域に関する遵守事項)

**第17条** 管理区域に立ち入る者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 定められた出入口から出入りすること。
  - (2) 管理区域に立ち入るときは、所定の記録簿に必要事項を記入すること。
  - (3) 個人被ばく線量計等を指定された部位に装着すること。
  - (4) 管理区域内においては、飲食、喫煙、化粧その他の放射性同位元素等を体内に摂取するおそれのある行為を行わないこと。
  - (5) 業務従事者等は、主任者、放射線管理総括者及び区域管理者が放射線障害を防止するために行う指示、その他施設の保安を確保するための指示に従うこと。
  - (6) 一時立入者は、前号のほか、業務従事者が放射線障害を防止するために行う指示、その他施設の保安を確保するための指示に従うこと。
  - (7) 専用の作業衣、作業靴、その他必要な保護具等を着用し、かつ、これらのものを着用してみだりに管理区域の外へ出ないこと。
  - (8) 放射性同位元素等を体内に摂取したとき、又はそのおそれがあるときは、直ちに放射線管理総括者に連絡し、その指示に従うこと。
  - (9) 退出するときは、身体、衣服等の汚染検査を行い、汚染が検出された場合は、放射線管理総括者に連絡するとともに、直ちに除染のための措置をとること。
  - (10) 放射線管理総括者は、前2号の報告を受けたときは主任者に連絡し、必要があればその指示に従うこと。
- 2 放射線管理総括者は、管理区域の入口の目につきやすい場所に取り扱いに係る注意事項を掲示し、管理区域に立ち入る者に遵守させなければならない。

#### **第4章 維持及び管理**

(巡視点検)

**第18条** 放射線管理総括者、施設総括者及び区域管理者は、放射線施設の維持・管理規程（以下「維持管理規程」という。）に定める項目について、定期的に放射線施設等の巡視点検を行わなければならない。ただし、施設等の使用が長期間にわたり停止される場合においては、その施設等の状況に応じてその間の巡視、点検を省略することができる。

- 2 放射線管理総括者、施設総括者及び区域管理者は、前項の点検の結果を主任者に報告し、異常を認めるときは、修理等必要な措置を講じなければならない。

(自主点検)

**第19条** 放射線管理総括者及び施設総括者は、維持管理規程に定める項目について、維持管理規程に定めるところにより定期的に使用施設等に係る自主点検を行わなければならない。

- 2 放射線管理総括者及び施設総括者は、前項の自主点検の結果を主任者に報告し、異常を認めるときは、修理等必要な措置を講じなければならない。
- 3 放射線管理総括者及び施設総括者は、それぞれの自主点検の結果を相互に通知しなければならない。

4 放射線管理総括者及び施設総括者は、第1項の自主点検を終えたときは、両者の結果をとりまとめて主任者を經由して学校長に報告しなければならない。

(修理、改造)

**第20条** 放射線管理総括者及び施設総括者は、それぞれ所管する設備、機器等について修理、改造、除染等を行うときは、相互に協議のうえ、その実施計画を作成し、主任者及び学校長の承認を受けなければならない。ただし、保安上特に影響が軽微と認められるものについてはこの限りではない。

2 学校長は、前項の承認を行おうとするときにおいて、必要があると認めるときは、その安全性、安全対策等につき委員会に諮問するものとする。

3 放射線管理総括者及び施設総括者は、第1項の修理、改造、除染等を終えたときは、その結果について主任者を經由して学校長に報告しなければならない。

## 第5章 使用

(密封されていない放射性同位元素の使用)

**第21条** 密封されていない放射性同位元素（以下「非密封放射性同位元素」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ所定の様式により計画書を作成し、放射線管理総括者を經由して、主任者の許可を受けるとともに委員会の承認を得なければならない。

2 前項の計画書の内容を変更しようとする場合には、この旨を記載した書面を主任者に提出し、所要の手続を経て許可を得なければならない。

3 主任者は、前2項の書面の提出を受けた場合において、放射線障害を防止するため、必要があるときは、関係者と協議のうえ、計画の全部又は一部を変更し、又は中止させることができる。

4 放射線施設及び放射性同位元素の使用は、勤務時間（自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第43号）第2条第3項に規定する勤務時間をいう。）内に行うものとする。ただし、特に必要がある場合には、主任者の許可を得てその他の時間に行うことができる。

5 放射性同位元素を使用する者は、放射線管理総括者の管理のもとに次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 非密封放射性同位元素の使用は、計画書に従って行うこと。

(2) 放射線施設から非密封放射性同位元素を持ち出さないこと。

(3) 承認使用数量を超えて放射性同位元素を使用しないこと。

(4) 排気設備が正常に動作していることを確認すること。

(5) 吸収材、受皿の使用等、汚染の防止に必要な措置を講ずること。

(6) しゃへい壁その他しゃへい物により適切なしゃへいを行うこと。

(7) かん子等により線源との間に十分な距離を設けること。

(8) 放射線に被ばくする時間をできるだけ短くすること。

(9) 作業室においては、専用の作業衣、作業靴、その他必要な保護具等を着用して

作業すること。またこれらを着用してみだりに管理区域から退出しないこと。

- (10) 作業室から退出するときは、人体及び作業衣、作業靴、その他の保護具等の汚染検査を行い、汚染が検出された場合は除染すること。
- (11) 表面の放射性同位元素の密度が、表面密度限度を超える物品をみだりに作業室外に持ち出さないこと。
- (12) 表面の放射性同位元素の密度が、表面密度限度の10分の1を超える物品をみだりに管理区域外に持ち出さないこと。
- (13) 非密封放射性同位元素の使用中にその場を離れる場合には、容器及び使用場所に所定の標識を付け、必要に応じて柵等を設け、注意事項を明示する等、事故発生の防止措置を講ずること。

(密封された放射性同位元素の使用)

**第22条** 密封された放射性同位元素（以下「密封放射性同位元素」という。）を使用しようとする者は、放射線管理総括者の管理のもとに、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用に際して、放射線測定器により密封状態が正常であることを確認すること。
- (2) しゃへい壁その他しゃへい物により適切なしゃへいを行うこと。
- (3) かん子等により線源との間に十分な距離を設けること。
- (4) 放射線に被ばくする時間をできるだけ短くすること。
- (5) 密封放射性同位元素の使用中にその場を離れる場合には、容器及び使用場所に所定の標識を付け、必要に応じて柵等を設け、注意事項を明示する等、事故発生の防止措置を講ずること。
- (6) 線源を移動して使用する場合は、使用後直ちにその線源の紛失、漏えい等異常の有無を放射線測定器等により点検し、異常が判明した場合は、探査その他放射線障害を防止するために必要な措置を講ずること。
- (7) 機器に装備された線源を使用する場合は、線源を機器に固定したままで使用すること。

## 第6章 受入れ、払出し、保管、運搬及び廃棄

(受入れ及び払出し)

**第23条** 区域管理者は、主任者が承認した放射性同位元素の受入れ及び払出しに係る業務を行う。

- 2 区域管理者は、前項に定める放射性同位元素の受入れ及び払出しを確認し、記録しなければならない。

(保管)

**第24条** 放射性同位元素は、所定の貯蔵室において保管しなければならない。

- 2 貯蔵室には、その貯蔵能力を超えて放射性同位元素を貯蔵してはならない。
- 3 耐火性の容器は、放射性同位元素を保管中に、これをみだりに持ち運ぶことができないようにするための措置を講じなければならない。

- 4 放射性同位元素を貯蔵室に保管する場合は、容器の転倒、破損等を考慮し、吸収材、受皿を使用する等、貯蔵室内に汚染が拡大しないような措置を講じなければならない。
- 5 業務従事者は、放射性同位元素の取扱業務を中断し、又は終了したときは、速やかに放射性同位元素を区域管理者に返納しなければならない。
- 6 放射線管理総括者は、貯蔵施設の目につきやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示しなければならない。
- 7 区域管理者は、利用規程に定めるところにより定期的に保管する放射性同位元素の保管量及び保管の状況の調査を行い、核種毎の保管量及び保管の状況を取りまとめ、その結果を放射線管理総括者に報告しなければならない。

(管理区域における運搬)

**第25条** 管理区域において放射性同位元素等を運搬しようとするときは、危険物との混載禁止、転倒、転落等の防止、汚染の拡大の防止、被ばくの防止、その他保安上必要な措置を講じなければならない。

(管理区域外における運搬)

**第26条** 管理区域外において放射性同位元素等を運搬しようとするときは、主任者の承認を受けるとともに、法及び関係法令に定める措置を講じなければならない。この場合において必要があるときは、運搬業者に委託して運搬するものとする。

(廃棄)

**第27条** 非密封放射性同位元素等の廃棄は、放射線管理総括者の指示に基づき次の各号に従って区域管理者が行う。この場合において必要があるときは、廃棄業者にその処理を依頼するものとする。

- (1) 固体状の放射性廃棄物は、不燃性及び可燃性等に区分し、それぞれ専用の廃棄物容器に封入し、廃棄物保管室において保管廃棄すること。
- (2) 液体状の放射性廃棄物は、核種及び放射能レベルにより分類し、廃棄物保管室において保管廃棄するか、又は排水設備により排水口における排水中の放射性同位元素の濃度を濃度限度以下とし排水すること。ただし、放射性有機廃液については、廃棄物保管室において保管廃棄すること。
- (3) 気体状の放射性廃棄物は、排気設備により排気口における排気中の放射性同位元素の濃度を濃度限度以下として排気すること。

- 2 密封放射性同位元素の廃棄は、廃棄業者等に引き渡すことによつて行わなければならない。

## 第7章 測定

(放射線測定器等の保守)

**第28条** 区域管理者は、サーベイメーター、個人用被ばく測定器その他の安全管理に係る放射線測定器等について、常に正常な機能を維持するように保守しなければならない。

(場所の測定)

**第29条** 放射線障害のおそれのある場所についての放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定は、放射線管理総括者の指示により区域管理者が行う。

2 放射線の量の測定は、1センチメートル線量当量率又は1センチメートル線量当量について行うこと。ただし、70マイクロメートル線量当量率が1センチメートル線量当量率の10倍を超えるおそれのある場所又は70マイクロメートル線量当量が1センチメートル線量当量の10倍を超えるおそれのある場所においては、それぞれ70マイクロメートル線量当量率又は70マイクロメートル線量当量について行うこと。

2の2 放射線の量の測定は、放射線測定器を用いて測定すること。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合にあっては、計算によってこれらの値を算出するものとする。

3 放射線の量の測定は、使用施設、貯蔵施設、廃棄施設、管理区域の境界及び防衛医科大学校内において人が居住する区域及び防衛医科大学校の境界について行わなければならない。

4 放射性同位元素による汚染の状況の測定は、作業室、廃棄作業室、汚染検査室、排気設備の排気口、排水設備の排水口及び管理区域の境界について行わなければならない。

5 第1項の規定に基づく測定の実施時期は、取扱開始前に1回、取扱開始後には1月（機器に装備された放射性同位元素で固定して使用する場合は6月）を超えない期間ごとに1回行わなければならない。ただし、排気口または排水口における測定は、排気又は排水のつど行わなければならない。

6 前項により実施した測定の結果は、次の各号に掲げる項目について記録しなければならない。

- (1) 測定日時
- (2) 測定箇所
- (3) 測定した者の氏名
- (4) 放射線測定器の種類及び型式
- (5) 測定方法
- (6) 測定結果

7 放射線管理総括者は、第1項の規定により行う測定においてその測定値が異常に変化するか又は限度値を超えた場合には、直ちにその旨を主任者に報告しなければならない。

8 第6項の記録は、放射線管理総括者が5年間保存する。

(個人被ばく線量の測定)

**第30条** 放射線施設に立ち入った者の受けた被ばく線量の測定は、放射線管理総括者の指示により区域管理者が行う。

2 業務従事者等の受けた外部被ばくによる線量の測定については、これらの者にポケット線量計、TLD、ガラス線量計等の放射線測定器を装着させ、次の各号に掲げる

ところに従い行うものとする。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難な場合は、計算によって算出することができるものとする。

- (1) 測定は胸部（女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。ただし、合理的な理由があるときはこの限りでない。）にあっては腹部）について1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量を測定すること。なお、この号において、妊娠の意思のない旨を申し出る書面は、別記様式によるものとする。
  - (2) 前号のほか、頭部及びけい部から成る部分、胸部及び上腕部から成る部分並びに腹部及び大たい部から成る部分のうち、外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部分が、胸部及び上腕部から成る部分（前号において腹部について測定されることとされる女子にあっては腹部及び大たい部から成る部分）以外の部分である場合は、当該部分についても1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量を測定すること。
  - (3) 人体部位のうち外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部位が、頭部、けい部、胸部、上腕部、腹部及び大たい部以外である場合には、前2号のほか当該部位について70マイクロメートル線量当量を測定すること。ただし、中性子線についてはこの限りではない。
  - (4) 測定は管理区域に立ち入る者について、管理区域に立入っている間継続して行わなければならない。ただし、一時立入者として放射線管理総括者が認めた者については、外部被ばくの実効線量が100マイクロシーベルトを超えるおそれのあるときに行うこと。
- 3 放射線管理総括者は、前項の規定により行う測定において、その測定値に異常を認めた場合には、直ちにその旨を主任者に報告しなければならない。
- 4 第2項による測定の結果は、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間、平成13年4月1日以降5年ごとに区分した各期間並びに本人の申し出等により妊娠の事実を知ることとなった女子にあっては出産までの間、毎月1日を始期とする1月間について、当該期間毎に集計し、利用規程に定める様式に次の各号に掲げる項目について記録しなければならない。
- (1) 測定対象者の氏名
  - (2) 測定した者の氏名
  - (3) 放射線測定器の種類及び型式
  - (4) 測定方法
  - (5) 測定部位及び測定結果
- 5 業務従事者等の受けた内部被ばくによる線量の測定については、放射性同位元素を誤って摂取した場合又は摂取するおそれのある場所に立ち入った場合は3月（本人の申し出等により妊娠の事実を知ることとなった女子にあっては出産までの間毎月1日を始期とする1月）を超えない期間毎に1回行うものとする。ただし、一時的に立

ち入る者で放射線業務従事者でない者は内部被ばくが実効線量について100マイクロシーベルトを超えるおそれのないときはこの限りでない。また、内部被ばくによる線量の測定は、吸入摂取または経口摂取した放射性同位元素について告示（平成12年科学技術庁告示第5号）別表第1の第1欄に掲げる放射性同位元素の種類ごとに、測定値から摂取量を計算し、告示に定められた算出方法を用いて算出する。

5の2 前項の測定の結果は、測定の都度次の事項について記録しなければならない。

- (1) 測定日時
- (2) 測定対象者の氏名
- (3) 測定した者の氏名
- (4) 放射線測定器の種類及び型式
- (5) 測定方法
- (6) 測定結果

6 業務従事者等の汚染状況の測定は放射線測定器を用いて測定すること。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難な場合にあっては計算によって算出することができる。測定の結果については手、足等の人体部位の表面が表面密度限度を超えて放射性同位元素によって汚染され、その汚染が容易に除去できない場合にあっては、次の事項について記録しなければならない。

- (1) 測定日時
- (2) 測定対象者の氏名
- (3) 測定した者の氏名
- (4) 放射線測定器の種類及び型式
- (5) 汚染の状況
- (6) 測定方法
- (7) 測定部位及び測定結果

7 第2項から第6項までの測定結果から、実効線量及び等価線量を算定し、次の各号に掲げる項目について記録しなければならない。

- (1) 算定年月日
- (2) 対象者の氏名
- (3) 算定した者の氏名
- (4) 算定対象期間
- (5) 実効線量
- (6) 等価線量及び組織名

8 前号の算定は、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間並びに本人の申し出等により妊娠の事実を知ることとなった女子にあっては出産までの間、毎月1日を始期とする1月間について、当該期間ごとに算定し、算定の都度記録しなければならない。

8の2 前項による実効線量の算定の結果、4月1日を始期とする1年間についての実

効線量が20ミリシーベルトを超えた場合は、当該1年間以降は、当該1年間を含む原子力規制委員会が定める期間の累積実効線量（前項により4月1日を始期とする1年間ごとに算定された実効線量の合計をいう。）を当該期間について、毎年度集計し、集計の都度次の項目について記録しなければならない。

- (1) 集計年月日
- (2) 対象者の氏名
- (3) 集計した者の氏名
- (4) 集計対象期間
- (5) 累積実効線量

9 第4項から前項までの記録は、記録の都度対象者に対してその写しを交付しなければならない。

10 前項の記録は、放射線管理総括者が永久に保存する。ただし、5年間保存した後、原子力規制委員会が指定する機関に引渡すときはこの限りではない。

## 第8章 教育及び訓練

(教育及び訓練)

**第31条** 放射線管理総括者は、業務従事者に対し、この達の周知等を図るほか、放射線障害の発生を防止するために必要な教育及び訓練を行わなければならない。

2 前項の規定による教育及び訓練は、次の各号に定めるところによる。

(1) 実施時期は次のとおりとする。

ア 業務従事者として登録する前

イ 管理区域に立ち入った後にあつては、前回の受講日の属する年度の翌年度の開始日から1年以内

(2) 実施項目及び時間数は、前号のイについては次に掲げる項目及び時間数を、またイについては次に掲げる項目について実施する。

ア 放射線の人体に与える影響 30分間以上

イ 放射性同位元素等の安全取扱い 1時間以上

ウ 放射線障害防止に関する法令及び放射線障害予防規程 30分以上

エ 前各号に掲げるもののほか放射線障害の防止に関して必要と認める事項

3 前項の規定にかかわらず、前項第2号に掲げる実施項目に関して十分な知識及び技能を有していると認められる者に対しては、放射線管理総括者は、利用規程に定める省略基準に基づき主任者と協議のうえ、教育及び訓練の一部を省略することができる。

4 放射線管理総括者は、管理区域に一時的に立ち入る者を一時立入者として承認する場合には、当該立入者に対して放射線障害の発生の防止に必要な注意事項を熟知させなければならない。

## 第9章 健康診断

(健康診断)

**第32条** 放射線管理総括者は、保健管理室長と調整し、業務従事者の健康診断を実施

するものとする。

2 前項の健康診断の方法及び措置については、次の各号に定めるところにより実施しなければならない。

(1) 実施時期は次のとおりとする。

ア 業務従事者として登録する前又は初めて管理区域に立入る前

イ 管理区域に立入った後にあつては6月を超えない期間ごと

(2) 健康診断の方法は、問診及び検査又は検診とする。

(3) 問診は、放射線の被ばく歴の有無及び被ばく歴がある場合にはその状況について行うこと。

(4) 検査又は検診は、次の部位又は項目について行うこと。ただし、アからウまでの部位又は項目（第1号のアに係る健康診断にあつてはア及びイの部位又は項目を除く。）については、保健管理室長が必要と認める場合に行うこと。

ア 末梢血液中の血色素量又はヘマトクリット値、赤血球数、白血球数及び白血球百分率

イ 皮膚

ウ 眼

エ その他原子力規制委員会が定める部位及び項目

3 前項の規定にかかわらず、業務従事者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なくその者につき健康診断を行わなければならない。

(1) 放射性同位元素を誤って摂取したとき。

(2) 放射性同位元素により表面密度限度を超えて皮膚が汚染され、その汚染を容易に除去することができないとき。

(3) 放射性同位元素により皮膚の創傷面が汚染され、又は汚染されたおそれのあるとき。

(4) 実効線量限度又は等価線量限度を超えて放射線に被ばくし、又は被ばくしたおそれのあるとき。

(5) その他主任者又は保健管理室長が必要と認めたとき。

4 放射線管理総括者は、次の各号に掲げる項目に従い健康診断の結果を記録しなければならない。

(1) 実施年月日

(2) 対象者の氏名

(3) 健康診断を実施した医師名

(4) 健康診断の結果

(5) 健康診断の結果に基づいて講じた措置

5 前項の記録は、記録のつど対象者に対してその写しを交付しなければならない。

6 第4項の記録は、放射線管理総括者が永久に保存する。ただし、5年間保存した後、原子力規制委員会が指定する機関に引渡すときはこの限りではない。

(放射線障害を受けた者等に対する措置)

**第33条** 放射線管理総括者は、業務従事者が放射線障害を受け又は受けたおそれのある場合には、主任者及び保健管理室長と協議し、その程度に応じ、管理区域への立入り時間の短縮、立入りの禁止、配置転換等の健康の保持に必要な措置を学校長に具申しなければならない。

2 学校長は前項の具申があった場合には、適切な措置を講じなければならない。

3 放射線管理総括者は、業務従事者以外の者が放射線障害を受け又は受けたおそれのある場合には、遅滞なく、医師による診断、必要な保健指導等の適切な措置を講じなければならない。

## 第10章 記帳及び保存

(記帳及び保存)

**第34条** 放射線管理総括者は、受入れ、払出し、使用、保管、運搬、廃棄、点検並びに教育及び訓練に係る記録を行う帳簿を備え記帳させなければならない。

2 前項の帳簿に記載すべき項目は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 受入れ

ア 放射性同位元素の種類及び数量

イ 放射性同位元素の受入年月日

ウ 放射性同位元素を受入れた相手方の氏名又は名称

(2) 払出し

ア 放射性同位元素の種類及び数量

イ 放射性同位元素の払出年月日

ウ 放射性同位元素を払出した相手方の氏名又は名称

(3) 使用

ア 放射性同位元素の種類及び数量

イ 放射性同位元素の使用年月日、目的、方法及び場所

ウ 放射性同位元素の使用に従事する者の氏名

(4) 保管

ア 放射性同位元素の種類及び数量

イ 放射性同位元素の保管の期間、方法及び場所

ウ 放射性同位元素の保管に従事する者の氏名

(5) 運搬

ア 管理区域外における放射性同位元素の運搬の年月日及び方法

イ 荷受人又は荷送人の氏名又は名称並びに運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称

(6) 廃棄

ア 放射性同位元素の種類及び数量

イ 放射性同位元素の廃棄の年月日、方法及び場所

ウ 放射性同位元素の廃棄に従事する者の氏名

(7) 放射線施設等の点検

ア 点検の実施年月日

イ 点検結果及びこれに伴う措置の内容

ウ 点検を行った者の氏名

(8) 教育及び訓練

ア 教育及び訓練の実施年月日及び項目

イ 第31条第2項1号アの教育及び訓練にあつては、各項目の時間数

ウ 教育及び訓練を受けた者の氏名

3 主任者は、前項に定めるほか必要と認める事項について記載又は記録を行う帳簿等の様式を、利用規程又は維持管理規程に定めることができる。

4 前2項の帳簿等は、毎年3月31日又は動物実験施設の放射線施設の廃止等を行う場合は廃止日等に閉鎖し、防衛医科大学校行政文書管理規則（平成23年防衛医科大学校達第3号）の規定に基づき、放射線管理総括者が5年間保存しなければならない。

**第11章 災害時の措置等**

(災害時の措置)

**第35条** 地震、火災その他の災害が起こった場合には、緊急時心得に定める緊急時の連絡通報体制に従い、放射線管理総括者又は区域管理者が維持管理規程に定める項目について点検を行い、その結果を主任者を經由して学校長に報告しなければならない。

**第12章 危険時の措置等**

(危険時の措置)

**第36条** 地震、火災その他の災害が起こったことにより、放射線障害が発生した場合又はそのおそれがある場合には、次の各号に定める措置をとるものとする。

(1) 当該事態を発見したものは、遅滞なくその旨を主任者、放射線管理総括者又は区域管理者に通報するとともに、災害の拡大の防止に努めること。

(2) 主任者は、当該事態について学校長に報告し、災害の拡大の防止に必要な応急の措置を講じなければならない。なお、応急の措置を講じる場合、区域管理者及び業務従事者が協力して実行するものとする。

(3) 前号の緊急作業に従事するものは、アラーム付ポケット線量計等を用いて放射線管理を行うものとする。

(4) 放射線管理総括者は、保健管理室長と調整し、第2号の緊急作業に従事したものに對して第32条第3項の各号と同様に健康診断を実施するものとする。

(5) 学校長は、当該事態について直ちに関係機関に通報するとともに、遅滞なく原子力規制委員会又は国土交通大臣に届け出なければならない。

**第13章 情報提供**

(情報提供)

**第37条** 主任者は、第39条に規定する報告を要する放射線障害のおそれがある場合

又は放射線障害が発生した場合には、速やかに情報収集を行って、情報提供責任者に報告し外部へ情報提供を依頼することとする。

- 2 前項の規定により主任者からの報告を受けた情報提供責任者は、ホームページ等により部外へ情報提供を行うものとする。
- 3 発生した事故の状況及び被害の程度等に関して外部に提供する内容（以下「情報提供内容」という。）は、次の各号に掲げる事項とする。
  - (1) 事故の発生した日時及び場所
  - (2) 事故の発生した場所において取り扱っている放射性同位元素等の種類及び数量
  - (3) 放射線測定器による放射線量の測定結果
  - (4) 周辺への影響
  - (5) 実施した措置の内容
  - (6) 事故の原因及び再発防止策

#### 第14章 報告

(定期報告)

**第38条** 放射線管理総括者及び施設総括者は、第19条第1項、第24条第7項及び第30条第7項の点検及び測定等に基づき、法施行規則第39条第2項に定める放射線管理状況報告書を毎年4月1日を始期とする1年間について作成し、主任者を經由して学校長に提出しなければならない。

- 2 学校長は、前項の報告書を当該期間の経過後3月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

(報告)

**第39条** 次の各号に掲げる事態の発生を発見した者は直ちに主任者に通報し、主任者は直ちに学校長に報告するとともに情報提供責任者に対し第37条に規定する外部への情報提供が適切に実施できるよう情報等の提供を行わなければならない。

- (1) 放射性同位元素の盗難又は所在不明が発生したとき。
- (2) 気体状の放射性同位元素等を排気設備において浄化し、又は排気することによって廃棄した場合において、濃度限度を超えたとき。
- (3) 液体状の放射性同位元素等を排水設備において浄化し、又は排水することによって廃棄した場合において、濃度限度を超えたとき。
- (4) 放射性同位元素等が管理区域外へ漏えいしたとき。
- (5) 放射性同位元素等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するときは除く。

ア 漏えいした液体状の放射性同位元素等があらかじめ設置された漏えいの拡大を防止するための受皿の外に拡大しなかったとき。

イ 気体状の放射性同位元素等が漏えいした場合において、空气中濃度限度を超えるおそれがないとき。

- (6) 次の場所における線量が線量限度を超え、または超えるおそれがあるとき。

ア 使用施設内の人が常時立ち入る場所において人が被ばくするおそれのある線量

イ 防衛医科大学校の境界及び防衛医科大学校内の人が居住する区域における線量

(7) 放射性同位元素等の取扱いにおいて誤って被ばくし、当該被ばくに係る実効線量が業務従事者にあつては5ミリシーベルト、業務従事者以外の者にあつては0.5ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれがあるとき。

(8) 業務従事者について実効線量限度及び等価線量限度を超え、又は超えるおそれがある被ばくがあつたとき。

2 学校長は前項の報告を受けたときはその旨を直ちに、また次の各号に掲げる事項を10日以内に、それぞれ原子力規制委員会に報告しなければならない。

(1) 当該事故発生の日時及び場所

(2) 当該事故に係る放射性同位元素等の種類及び数量

(3) 当該事故に係る者の所属(職員以外の者についてはその所属する団体等)氏名、性別及び年齢

(4) 当該事故の状況

(5) 当該事故を発見したときにとつた措置及び発見した後の措置

(6) 当該事故の原因

(7) 前各号に掲げるもののほか参考となる事項

#### 第15章 委任規定

(委任規定)

**第40条** この達に定めるもののほか、放射線障害の防止に関し必要な細部事項は、委員会の議を経て主任者が定める。

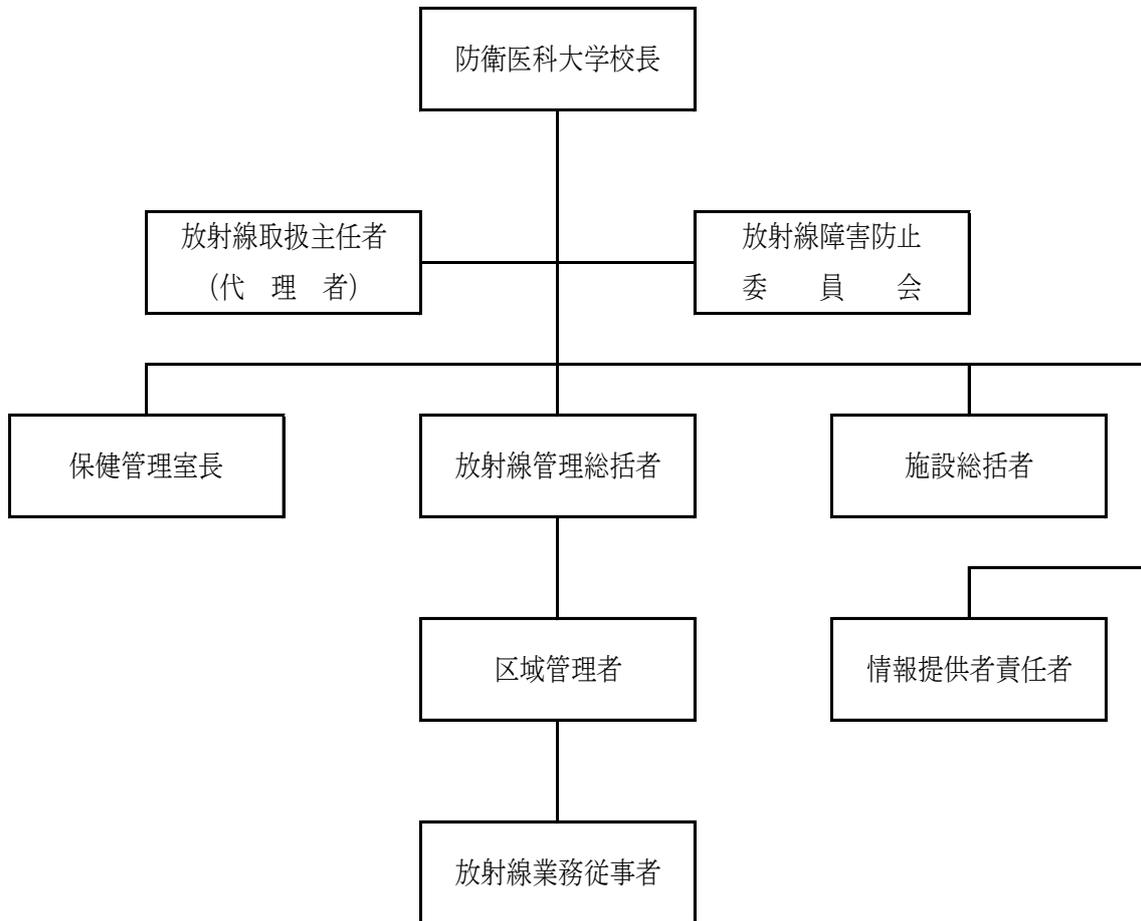
#### 附 則

この達は、令和元年7月30日から施行する。

#### 附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別図（第5条関係）



別記様式（第30条関係）

防衛医科大学校長 殿  
（R I 管理室気付）

私は、 年 月 日より、放射線を放出する同位元素の数量等を定める件（平成12年科学技術庁告示第5号）第5条第3号に定める線量限度の適用を必要としますので本書面をもって申し出ます。

なお、再び上記線量限度の適用を必要とする場合には、直ちに本書面を撤回いたします。

年 月 日  
氏 名

（注意事項）

- ① この書面を提出することによって、あなたには5ミリシーベルト／3月間の線量限度が適用されなくなります。あなたの線量限度は100ミリシーベルト／5年間かつ50ミリシーベルト／年間となります。
- ② この書面を提出する前に、放射線取扱主任者等から十分な説明を受けてください。
- ③ この書面に、防衛医科大学校長の受理印を受けたものの写しを保管してください。
- ④ この書面の撤回は、書面をもって行ってください。

上記書面を確かに受理いたしました。

年 月 日

防衛医科大学校長